

第2部

市民文化を育む まちづくり

第1章 市民文化の創造

第2章 交流文化の創造

第3章 生涯学習環境の充実

第4章 学校教育の充実

第5章 青少年が健やかに育つまちづくり

第6章 スポーツ・レクリエーションの推進



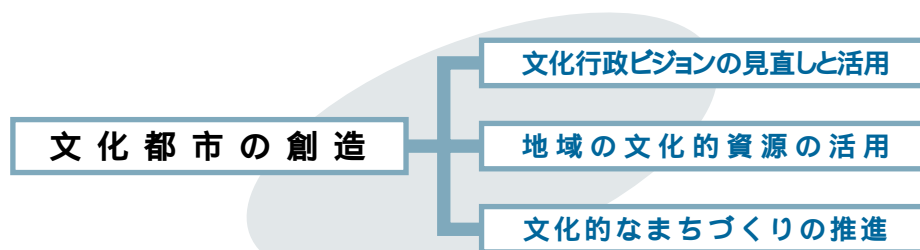
●現況と課題

社会経済の成熟化に伴って、心の豊かさや生きがいを求める市民の意欲、文化に対する市民意識が高まってきています。本市では、このような市民ニーズに対して、文化の振興と普及を図り、多様で豊かな文化を創造する都市づくりが必要との観点から「東大阪市文化行政ビジョン」を策定し、市民が心豊かに人間らしく生きる生活そのものを文化ととらえ、文化都市の創造に向けて、行政が取り組むべき方向を明らかにし、施策や事業の文

化を推進してきました。

今後は、「東大阪市文化行政ビジョン」の今日的な見直しを進めるとともに、本市独自の歴史的・文化的資源の活用による個性ある地域文化の創造に努め、また、「文化的なまちづくりへの道しるべ」の活用などによって、市民のわがまちに対する愛着や誇りが深まる幅広い文化のまちづくりを進めることが求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 市民が主体となった文化都市を創造するため、時代とともに変わる市民の文化に対するニーズの把握に努め、施策に反映します。
- 2 個性ある地域文化づくりを進めるため、市内にある歴史的・文化的な資源の活用に努めます。
- 3 文化的なまちづくりの指針に基づき、市民と行政が一体となって文化的なまちづくりを推進します。

●主要な施策

1 文化行政ビジョンの見直しと活用

市民の文化に対する新たなニーズに的確に対応できるよう、文化行政ビジョンの見直しを行うとともに、施策・事業の文化化を進めます。

3 文化的なまちづくりの推進

「文化的なまちづくりへの道しるべ」のより一層の活用と民間施設などへの適用の拡充を図ります。

2 地域の文化的資源の活用

個性ある地域文化を創造するため、本市独自の歴史的・文化的な資源の活用に努めます。

第2節

文化・芸術の振興

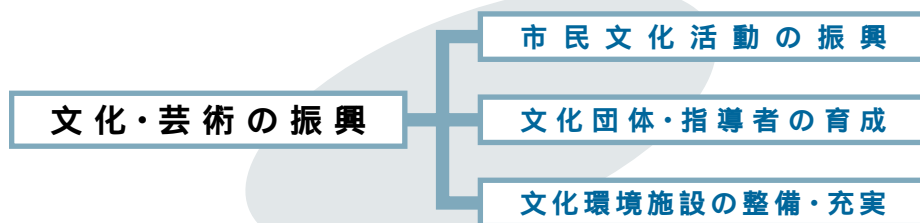
●現況と課題

文化・芸術活動は市民の日常生活にうまいと生きがいをもたらすものであり、近年、市民の文化活動範囲の拡大と質的により高いものを目指す傾向は極めて顕著になってきています。本市では、社会教育センターや公民館・公民分館などで、市民文化祭や市民文化芸術祭、各地域文化祭を開催するなど、市民の文化活動の機会の充実に努めるとともに、文化団体の活動を支援しています。平成9年度には、市民美術センターを開設し、内外

の名品の鑑賞や市民の各種文化・芸術活動の発表の場を提供するなど、市民文化活動事業を推進しています。

今後は、長い歴史と多彩な実績を誇る河内の伝統文化を継承しながら、既存の文化施設の活用などを含めた文化環境の整備に取り組むとともに、市民、企業、文化団体などと協同して新たな財団法人の設立により、広範な市民の自主的な文化活動の振興に努める必要があります。

●施策の体系



●基本方針

- 1 河内の歴史・文化を活かして、個性ある市民文化活動を振興します。
- 2 自主的な文化・芸術活動を行う団体や指導者の育成に努めます。
- 3 文化・芸術活動の拠点となる施設の充実、既存施設の活用および関連施設のネットワーク化を推進します。



●主要な施策

1 市民文化活動の振興

(1)文化活動の奨励・普及

市民の文化・芸術に対する関心を高めるため、優秀作品を奨励するとともに、公募市民による公演プロデュースなど、市民の芸術文化の創造過程への参加を検討し、文化活動の奨励・普及に努めます。

(2)文化活動機会の拡充

市民が幅広く文化活動に参加できるよう、文化講座の充実や文化・芸術活動に関する情報の提供に努めるとともに、日頃の文化・芸術活動の成果を発表することができる場として市民文化祭、芸術祭の充実を図ります。

(3)市民文化事業の充実

すぐれた文化・芸術活動を身近に鑑賞できる機会を拡充するとともに、河内の伝統文化の紹介や、日頃接することの少ない作品の展示や公演などの実現を目指します。

(4) (仮称)文化振興財団の創設

市民、企業、文化団体などの資源と意欲を受け入れ、効果的に事業を展開し市民文化の振興を図るため、(仮称)文化振興財団の創設に努めます。

2 文化団体・指導者の育成

自主的に文化・芸術活動を行う団体の活動内容を把握し、情報の提供や指導者の育成など活動の支援に努めます。

3 文化環境施設の整備・充実

(1)文化環境拠点施設の機能強化

市民の文化・芸術活動の拠点となる市民会館、文化会館の整備のあり方について検討するととも

に、市民美術センターの自主運営事業などの充実に努めます。

(2)既存施設の活用

市民に身近な文化・芸術活動の場として、公民館や公民分館などの既存施設の活用を促進するとともに、小学校の空き教室をはじめ学校施設の開放を進めます。

(3)施設のネットワーク化の推進

本市の文化拠点施設を中心に、市域内の図書館、大学などの文化拠点との連携や他都市の文化施設との連携を深めるなど、ネットワーク化を推進します。



第3節

歴史・文化遺産の保全と活用

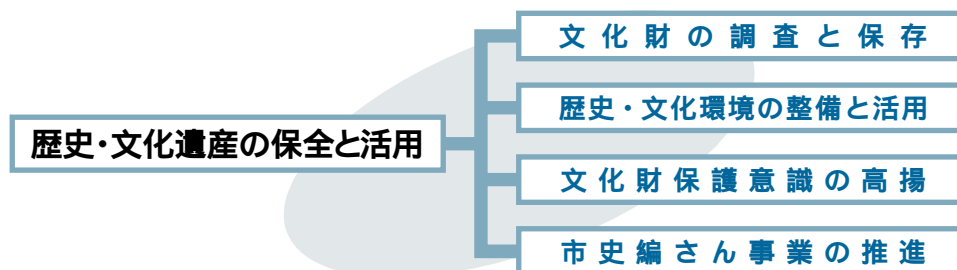
●現況と課題

歴史・文化遺産は市民共通の財産であり、先人の残した足跡を正しく理解し、後世に伝えるとともに、こうした遺産などを活かして市民が本市の歴史に身近に触れることのできる、文化の香り高い、魅力ある都市環境づくりを進めることが求められています。本市は、河内平野の中心に位置し、往古からの悠久の歴史を刻んできたまちであり、市内には多くの歴史・文化遺産が存在していることから、それらの調査や文化財指定などに取り組むとともに、指定文化財の所有者の理解を得ながら、歴史・文化遺産の整備と保全に取り組んでき

ました。

今後は、郷土博物館、鴻池新田会所の活用や古墳などの史跡を活用した公園の整備などに取り組むとともに、展示会・講演会・見学会の開催や、主要な文化財への案内板の設置など、歴史・文化遺産を活用した拠点づくりに取り組みを強めることが求められています。さらに、郷土の歴史を明らかにするため、既に刊行している「東大阪市史」近代編に続き、全時代を対象とした市史を編さんすることが求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 本市固有の歴史・文化の再発見につながる歴史的遺産について、文化財調査や研究を進めるとともに、その保存と活用に努めます。
- 2 市民が身近な歴史的遺産に愛着を持てるよう啓発に努めるとともに、歴史文化拠点の整備やこれらを巡るルートの整備など、市民が気軽に触れることのできる歴史環境の形成に取り組めます。
- 3 郷土の文化遺産に対して、啓発活動、文化財の管理助成制度、文化財ボランティアの参加促進などを行い、文化財保護に対する市民意識の高揚を図ります。
- 4 市史の編さんを推進するとともに、市史編さんの基礎資料となる古文書など歴史資料の調査・整理を進め、その保存と活用に努めます。

●主要な施策

1 文化財の調査と保存

各種文化財の調査・研究を進めるとともに、指定文化財保存事業など各種助成事業を充実しながら、市民の共通の財産として保存に努めます。

2 歴史・文化環境の整備と活用

(1)文化財の整備と活用

郷土博物館、鴻池新田会所の整備・充実や市内の貴重な文化財の保存・活用を図るとともに、埋蔵文化財センターで埋蔵文化財の保管と活用に努めます。

(2)伝統行事の保全と活用

河内の暮らしを伝える伝統行事や民俗文化、伝承などを保全し、その活用を図ります。

(3)歴史的環境の整備と活用

市民に親しまれ、市民の憩いの場となるよう、文化財を活用した拠点づくりに努めるとともに、古墳などを活用した史跡公園や文化財と歴史街道を結ぶ散策コースの整備に努めます。

3 文化財保護意識の高揚

郷土の文化遺産への愛着や文化財保護意識を高めるため、郷土史講座、講演会、展示会、見学会、

発掘調査現地説明会の開催、啓発冊子の発行などの啓発活動に努めます。また、指定文化財管理助成制度の新設、所有者連絡会への支援などを通じて指定文化財保護意欲の向上を促進します。さらに、文化財ボランティアを積極的に支援し、市民自らが文化財に親しみ、保護する意識の向上に努めます。

4 市史編さん事業の推進

郷土の歴史を明らかにするため、これまでに編さんされた市史の成果を踏まえ、全時代を対象とした市史の編さんに努めます。また、数多くの古文書などの歴史資料を後世に伝えるため、調査・整理を進めるとともに、その保存と活用に努めます。



指定文化財の種類別・指定別一覧(平成14年3月末現在)

種類別 指定別	有形文化財								無形文化財	民俗文化財		記念物				計
	建造物	彫刻	絵画	工芸品	書跡	文書	典籍	考古資料		有形	無形	史跡	名勝	史跡名勝	天然記念物	
文化財保護法による指定	1								1			2				4
文化財保護法による登録	2															2
大阪府文化財保護条例による指定	1	11	1	1				2			1	3	1		1	22
東大阪市文化財保護条例による指定	10	17	8	4	3	2	1	2		9	1	17	1	1	8	84
東大阪市文化財保護規則による指定		1				1						1				3
計	14	29	9	5	3	3	1	4	1	9	2	23	2	1	9	115



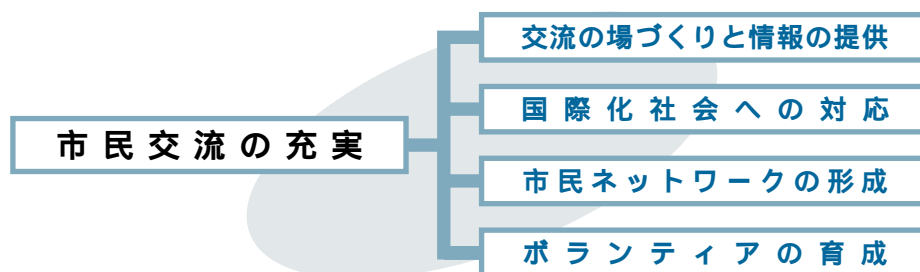
●現況と課題

異なる国や地域の人々との交流は、特色ある文化との接触を生み、自分たちの住む地域の文化を再認識し、愛着を深めることにつながります。本市では、多くの市民や団体によって市民間の交流、国際交流、地域間交流、都市間交流など様々な交流活動が行われており、交流活動に参加する市民の層も広がってきています。また、奈良県下北山村に設置している自然ふるさと村を通じての市民

交流においても、様々な活動が行われています。

今後は、様々な世界を知り多くの人と交流することによって、自らの生活を精神的に豊かにしたいという市民の意欲に応え、市民交流の輪を広げていくため、交流活動の場の提供や交流活動に関する情報提供を充実し、市民の交流活動を支援していくことが求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 交流活動施設の整備や情報提供に努め、交流活動への参加を支援します。
- 2 国際性を身につけられるよう、啓発活動に努めます。
- 3 ネットワークづくりを促進し、幅広い市民交流の拡充を図ります。
- 4 交流活動の中心となるボランティアの育成に努めます。

●主要な施策

1 交流の場づくりと情報の提供

市民の積極的な交流活動への参加を支援し、多様なニーズに応えていくため、既存施設の活用などによる施設の整備や情報提供の充実を図ります。また、自然ふるさと村でのふれあい市民講座の開催などを通じ、市民交流を深めます。

2 国際化社会への対応

地球規模で考える時代に対応できる国際性豊かな市民が育成されるよう、様々な機会やメディアを活用した啓発活動に努めます。

3 市民ネットワークの形成

市民の幅広い交流活動の拡充を図るため、個人や団体など市民のネットワークづくりを促進します。

4 ボランティアの育成

市民交流の中心となって活動するボランティアが、技術、能力、新しいノウハウを身につけることのできる機会の拡充に努めます。

第2節

国際交流の充実

●現況と課題

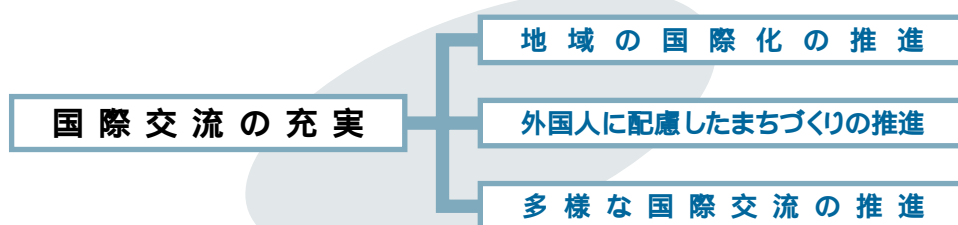
市民生活のあらゆる分野において国際化がますます進展しており、日本国内における在住外国人との交流や海外諸都市での滞在・訪問などを通じて、外国の文化・習慣に触れたり、日本文化の紹介などにより、お互いの文化の違いを理解し、認め合う機会が増えています。現在本市には、人口の約4%を占める外国人が在住しており、そのうち韓国・朝鮮籍の人々が約90%を占めています。近年は中国帰国者家族や婚姻による長期滞在や永住を目的としたブラジル、フィリピン籍などの人々が増えています。

今後は、市民と在住外国人の文化交流をはじめとする異文化理解を促進するとともに、市民と在住外国人がともに暮らせるまちづくり、外国人に

とって住みよい、活動しやすいまちづくりを進めることにより、地域における国際化のより一層の促進を図る必要があります。

また本市は、姉妹都市(ドイツ・ベルリン市・ミッテ区、アメリカ・カリフォルニア州・グレンデール市)との間での派遣青年交換事業や市民親善訪問団の派遣、受け入れなどの姉妹都市交流をはじめ、市立日新高等学校とグレンデール市の高校との短期交換留学事業、教員海外派遣研修事業などの交流を盛んに行っています。このような人的、文化的交流に加え、産業のグローバル化に対応する市内企業の国際交流を促進する必要があります。

●施策の体系



●基本方針

- 1 市内に在住する外国人と市民がお互いの歴史、文化、習慣に触れ、交流を深める機会の充実に努め、異文化理解をはじめとする相互理解を促進するなど、地域における国際化の促進を図ります。
- 2 定住外国人が住みやすく、また本市を来訪する外国人が活動しやすい環境とするため、案内板などの外国語表記や外国語による情報提供の充実に努めます。
- 3 姉妹都市交流のほか、海外諸都市との人的交流、文化交流、経済交流などを通じて、広く世界に本市を紹介し、国際交流の推進を図ります。

●主要な施策

1 地域の国際化の推進

(1) 異文化理解の促進

在住外国人による各国文化の紹介の機会などを通じ、市民が海外の歴史・文化・習慣に親しみ、触れることにより、市民の異文化に対する理解を促進するとともに、在住外国人の日本文化に対する理解の促進を図ります。

(2) 交流の場と機会の提供

市民と在住外国人が気軽に交流できる場となる、(仮称)国際交流センターの設置に努めるとともに、これを利用した交流機会の拡充を図ります。

2 外国人に配慮したまちづくりの推進

(1) 都市環境整備の推進

屋外案内板、案内地図等の外国語表記や、公共機関窓口などの外国語表記の促進に努めます。

(2) 在住外国人の生活支援の充実

複数言語による生活情報冊子やケーブルテレビなどのメディアを通じて、生活情報提供の充実に努めるとともに、相談機関の設置、日本語教室の開催などに努めます。

(3) 行政の国際化の推進

市役所などの公共機関を訪れる外国人に対し適切に対応できるよう、外国語での対応研修の実施や外国語表記の案内冊子の作成などを進めるとともに、相談員の配置に努めます。

3 多様な国際交流の推進

(1) 海外諸都市との交流の推進

派遣青年交換事業や市民親善訪問団の派遣、受け入れ事業などの姉妹都市交流の一層の充実に努めるとともに、文化、スポーツ、教育、経済などの分野での海外諸都市との交流事業の実施に努めます。

(2) 国際理解に向けた教育・学習の充実

市民一人ひとりが国際社会に貢献できる社会環境づくりを推進するため、学校教育における国際理解教育の充実に努めるとともに、生涯学習の場において必要な情報の提供や、学習活動の契機となる講習会や講演会の開催に努め、市民の国際理解学習の促進を図ります。

(3) 情報の収集・発信

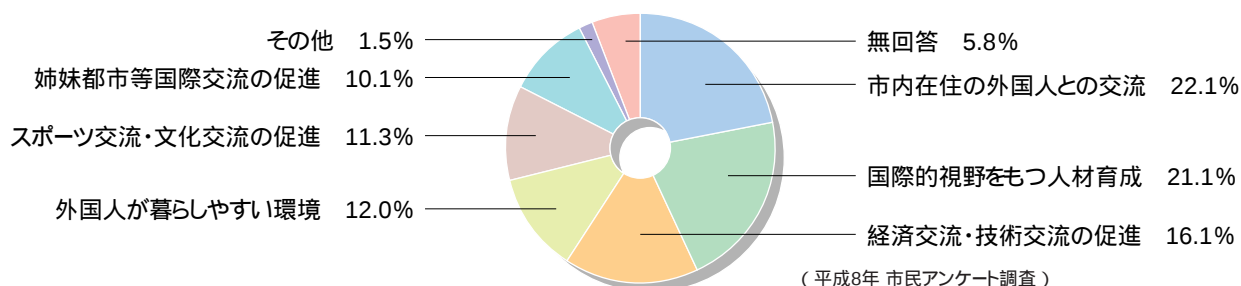
インターネットなどを通じて、本市の歴史・文化や産業などの各種情報を広く世界に発信するとともに、帰国留学生と恒常的に情報交換を行うなど、国際交流関連情報の収集・発信を行います。

(4) 経済交流の推進

激動する国際的な経済環境の変化に対応して、外国における見本市への出展の支援や海外経済情報の収集と提供に取り組むなど、企業支援に努めるとともに、国や府、関係諸機関との連携のもとに、技術者の海外派遣や外国の技術研修生の受け入れなど、経済交流の充実に努めます。

国際交流や国際化

今後、力を入れるべきこと



第3節

コンベンション機能の充実

●現況と課題

今日、情報通信の手段が高度に進んだ社会にあっても、フェイス・ツー・フェイスによる人間関係の形成はなお重要であり、産業、学術などの様々な分野で国際・国内のコンベンションが活発に行われています。本市には5つの大学があり、また、多くの企業が先端技術などの研究開発などに取り組んでいます。これらの大学や企業の研究者などを中心に、市民が国際会議や全国規模の研究会、国際見本市などに参画する機会も多くなっており、また、市内企業が中心となって取引交流会や東大阪市産業展などを開催しています。しかし、一部の大学や企業の施設を利用して行う小規模なものを除き市内にはコンベンション施設がないため、本格的な国際会議や見本市、産業交流会などが開催されることがありません。

今後は、地域活性化などにつながるコンベンション活動の促進に向けて、支援体制の強化を図るとともに、コンベンション施設の誘致なども含めて恒常的なコンベンションの場の確保に向けた取り組みが求められています。



●施策の体系

コンベンション機能の充実

コンベンション活動の推進

コンベンション施設の整備

●基本方針

- 1 大学や企業が有するコンベンションのニーズを活かし、市内において会議、見本市等のコンベンション活動の推進を図ります。
- 2 既存施設の活用を含め、コンベンション施設の確保に努めます。

●主要な施策

1 コンベンション活動の推進

市内の大学や企業が行う国際会議や見本市のニーズを発掘し、市内におけるコンベンション開催を誘致するなどコンベンション活動の推進を図ります。

2 コンベンション施設の整備

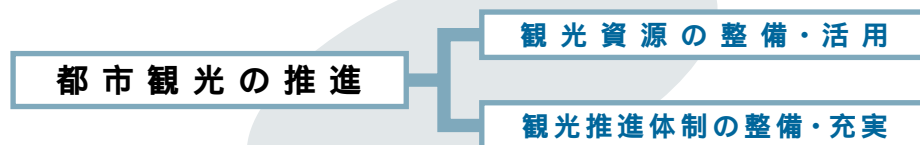
東大阪アリーナなど既存施設の活用をはじめ、市内において会議や見本市などのコンベンションが開催できるよう施設の誘致に努めます。

●現況と課題

人々の観光行動は、旧来の名所・旧跡を巡る観光だけではなく、身近で日常的な都市を舞台とした展開が見られます。本市には、すぐれた自然や歴史環境が多く残されており、また、平成13年11月に司馬遼太郎記念館の開館によって、より多くの人々が本市を訪れるようになりました。しかし、これらの来訪は拠点的な観光資源に限定されており、人々が集まる中心市街地などの都市部の活用やそこでの市民との交流などは十分に活用されていませんでした。

今後は、市民にも、来訪者にも魅力の持てる都市空間を創出するという新しい観点から、中小企業の生産現場などの産業資源や中心市街地での魅力ある商業なども含めた新たな資源を発見、整備する必要があります。市民のわがまち意識の醸成を確立し市民の暮らしの質を高めていくため、市民や来訪者が地域の自然資源や文化資源、都市的集積を活かした集客施設など、身近にふれあうことのできる新たな観光施策の展開が求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 新たな視点で、本市独自の観光資源の整備・活用を図ります。
- 2 多くの国、地域からの来訪者を受け入れ、本市の様々な魅力を多数の人が体感できる観光推進体制の整備・充実に努めます。



●主要な施策

1 観光資源の整備・活用

(1) 既存の観光資源の整備・活用

生駒山麓の自然や、石切剣箭神社、枚岡神社、鴻池新田会所などをはじめ歴史的な観光資源の整備と活用に努めます。

(2) 新たな観光資源の整備・活用

モノづくりのまちとして、生産現場などの産業活動、多くの学生を擁する大学などの集積、集客力のある中心市街地での商業・アミューズメント等を観光資源として再認識するなど新たな視点から観光資源を発掘し、その整備と活用に努めます。



2 観光推進体制の整備・充実

(1) 観光関連施設の整備

観光案内板や標識の設置などを進めるとともに、関係諸機関との連携のもとに観光施設における自動車や自転車の駐車施設の充実に努めるなど、観光関連施設の整備に努めます。



(2) PRの推進

観光パンフレットの発行やインターネットなどの活用を検討するなど、市内外へ本市のよさを広くPRします。

(3) ふるさと意識の醸成

地域における新たな観光資源の発掘とその普及によって、市民のふるさと意識や郷土愛の醸成に努めます。

(4) 幅広い観光産業の育成振興

文化、商業、ホテル、イベント、運輸などの観光に関連する幅広い産業を横断的に連携し、育成することによってその振興を図ります。

●現況と課題

自由時間の増大などを背景に、より豊かな暮らしづくりや自己実現を求めて、市民一人ひとりが生涯にわたって学びつづけることへの欲求は高まっており、よりよい地域社会づくりや家庭づくりを進めるためにも、生涯学習への期待は大きくなっています。本市では、市民が自主的に学習できる環境づくりを目指して「東大阪市生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習市民推進会議や生涯学習庁内推進本部を設置し生涯学習施策の推進に取

り組んでいます。また、女性、青少年、高齢者などを対象とした各種講座やセミナーなどの学習事業や文化事業など、各分野において独自の取り組みも進めています。

今後は、自由時間の増大や市民ニーズの多様化に的確に対応し、市民の一人ひとりがライフステージに応じて自主的な学習活動が行えるよう、学習機会の拡充や学習活動への支援体制の充実など、生涯学習推進の施策が求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 市民の自主的な学習活動を支援するため、学習ニーズの把握に努め、民間教育機関などとの役割分担のもと、協力・連携を積極的に進め、多様な学習プログラムの提供などの充実に努めます。
- 2 生涯学習の「人」「情報」「場」を総合化し、広範な学習分野への支援の充実を図るため(仮称)生涯学習大学の開設に努めます。

●主要な施策

1 学習プログラムの充実

市民が生涯にわたって継続して学習でき自己実現が図られるよう、社会的な問題やまちづくりなども含めた様々な分野にわたる学習プログラムを体系化し、充実に努めます。



2 (仮称)生涯学習大学の開設

(1)専門的プログラムの開発

科学技術の進歩や国際化、情報化の進展などにより、専門的かつ高度化した市民の学習ニーズに対応するため、大学などの高等教育機関などと連携しながら専門的プログラムの開発、提供に努めます。

(2)人材バンクの設置

生涯学習活動を積極的に支援するため、高等教育機関、行政、民間を含めた広範な分野からの指導者の活用や地域社会においてすぐれた経験・知識・技能を持つ人材の幅広い発掘、登用を図るとともに、一人ひとりの学習成果を社会に還元するための機会や場の提供などを通して市民講師を養成するなど人材バンクの設置に努めます。

(3)市内大学との連携

市民の専門的な教育、高度化した学習ニーズに対応するため、市内の大学・短期大学と連携・協力し、公開講座の充実をはじめ、社会人が大学の単位を取得し、また修士・博士課程を履修することができるなど、大学・短期大学における社会人受け入れのための取り組みを促進します。また、生涯学習の場として施設を市民や地域に開放するよう働きかけます。

(4)市内企業との連携

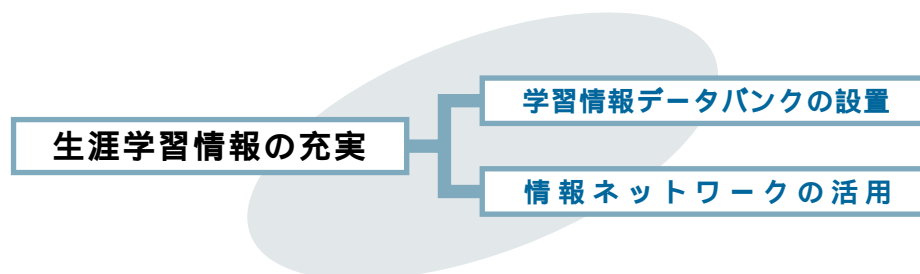
企業内の生涯学習を充実するため、経営者団体や、各企業、労働組合などと連携しながら、学習情報、資料の提供、講師派遣などの支援を行うとともに、企業が実施する学習活動への市民参加や企業の持つ情報、施設、講師を市民や地域に開放するよう働きかけます。

●現況と課題

市民がいつでもどこでも、生涯にわたり学習活動を主体的に行うことができるよう、常に新しく、適切な生涯学習に関する情報が提供されることが必要です。本市では、各種学級、講座などの学習情報や施設の情報など、生涯学習に関する情報提供を市政だよりやポスター・チラシなどの配布、また「生涯学習施設ガイドブック」、「生涯学習情報ニュース」の作成、配布を通して行っています。

今後は、さらに市民の自主的な学習活動を支援していくため、グループやサークルの活動情報や指導者の人材情報なども含め、総合的に情報の収集・提供ができる体制づくりを進めるとともに、だれもが情報を簡単に入手できるよう、インターネットやケーブルテレビなどの様々なメディアを活用していくことが求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 市民の自主的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する情報を総合的に提供するデータベースの設置を図ります。
- 2 (仮称)生涯学習センターを中心とした情報のネットワーク化の推進と活用に努めます。

●主要な施策

1 学習情報データベースの設置

市民が必要に応じて学習できる環境を整備し、自ら適した学習機会を選択できるよう、情報の収集・管理、データベースの作成などを総合的に行う学習情報データベースの設置を図ります。

2 情報ネットワークの活用

学習情報を有効に活用するため、生涯学習関連施設や大学をはじめ高等教育機関などを相互に結びつけ、施設利用や事業実施、人材の活用など、生涯学習に関する情報を収集・提供できるよう、まちづくりに関する情報や行政情報との連携も視野に入れながら情報のネットワーク化を積極的に推進します。

第3節

生涯学習施設の充実

●現況と課題

広範な市民ニーズに基づく生涯学習活動は、社会教育施設をはじめ様々な文化的施設や学校教育施設などを活用して行われています。本市では、これまで公民館や市民会館、文化会館、体育館、市民美術センター、リージョンセンターのほか、学校施設地域開放事業として、花園生涯学習ルームを開設するなど、生涯学習に関わる多様な施設の整備を進め、市民の生涯学習のニーズに応えてきました。

今後は、これらの施設の機能の充実や施設間の役割分担を図るとともに、そのネットワーク化を

進めるなど、市民が利用しやすい施策の展開が求められています。

また図書館については、花園図書館や旭町図書館の開設をはじめ、府立中央図書館の開設など市内の図書館網の充実が図られていますが、今後も、多様化、高度化しつつある市民の図書館利用へのニーズに対応し、生涯学習の場としての図書館を市民がより利用しやすくするため、施設整備、O A化、図書館資料の充実、サービスの拡充などへの取り組みが求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 市民の生涯学習を総合的に支援する中枢的な機能を持つ(仮称)生涯学習センターの設置に努めるとともに、公民館や図書館、学校施設など既存施設の活用に努めます。
- 2 生涯学習に関連する文化・スポーツなど既存施設の充実に加え、民間施設も含めたネットワーク化を進めます。

●主要な施策

1 生涯学習拠点の整備・充実

(1) (仮称)生涯学習センターの設置

多様化、高度化する市民の学習ニーズに対応するため、生涯学習に関する情報の一元化による提供や相談、研究、指導者養成をはじめ、施設間のネットワーク化と関係施設との連絡、調整などが図られるような中枢機能を持った施設として、(仮称)生涯学習センターの設置に努めます。

(2)図書館施設の整備と充実

永和図書館の建て替えなどの整備を図るとともに、各分室についても、施設、設備の充実に努めます。また、図書館業務の効率化とサービスの充実を図るため、OA化および情報ネットワーク化

の整備を進めるとともに、図書館資料の拡充に努めます。

(3)学校施設など既存施設の活用促進

地域に開かれた学校づくりを通して学校教育と地域の連携を図り、生涯学習の場として小学校の空き教室をはじめ学校施設などの利用の促進を図ります。

2 施設ネットワークの推進

各種の文化施設やスポーツ施設など、既存施設の機能充実に努め、公的施設や民間施設も含めた生涯学習施設のネットワーク化を進めます。



第4章 学校教育の充実

第1節

幼稚園教育の充実

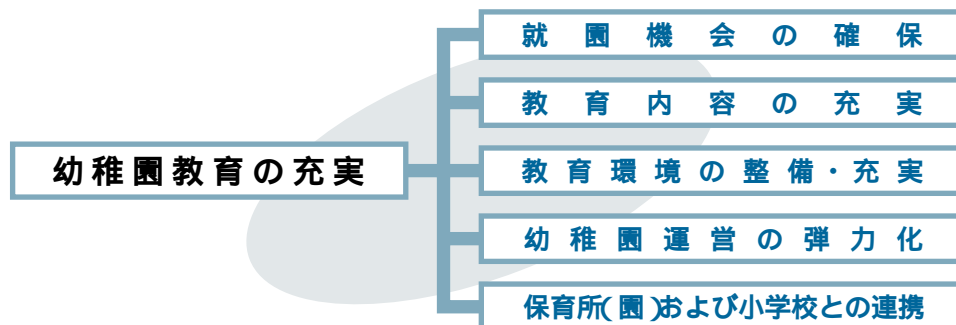
●現況と課題

人間形成の基礎を培う大切な幼児期における幼稚園教育は、少子化や核家族化の進行などにより家庭や地域社会での教育機能が低下するなかで、ますます重要になりつつあります。本市では、市立幼稚園での4歳児の増学級などに取り組むとともに、公立、私立幼稚園がそれぞれの特色を活かしながら協調して幼稚園教育を担っています。

今後は、幼児教育は環境を通して行うものであ

ることを基本とし、幼児期の特性と発達を踏まえ、よりよい教育環境の整備が求められています。また、教育の機会均等を保障するとともに、公私間の格差是正を図りつつ、幼児を取り巻く環境の変化や少子化などの社会状況を見極め、多様化する市民ニーズに応える子育て支援の充実など、教育内容や施設・設備の充実に取り組むことが求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 「公私協調」を図りながら、入園を希望するすべての3、4、5歳児の就園を目指します。
- 2 幼児の個性を尊重し、一人ひとりの主体的な活動と成長を育み、豊かな人間性を育てる教育内容の充実に努めます。
- 3 幼児が興味や関心を持って関わり、発達に必要な体験が得られる豊かでよりよい教育環境の整備に努めます。
- 4 地域に根ざしながら広くその教育機能を開放するとともに、子育ての支援活動を行うなど幼稚園運営の弾力化に努めます。
- 5 子どもたちの発達の状況を踏まえ、組織的、計画的、継続的な教育を行うため、保育所(園)および小学校との連携を強化します。

●主要な施策

1 就園機会の確保

(1) 就園の促進

幼稚園就園への市民ニーズの高まりなどの将来の動向を見極めるとともに、公私が協調して入園を希望するすべての3、4、5歳児の就園を図るため、増学級等の条件整備に努めます。

(2) 就園のための支援の充実

保護者の負担軽減と公・私立幼稚園の保護者負担の格差是正を図るため、就園補助を拡充するとともに、私立幼稚園設置者に対する助成のあり方について検討します。

2 教育内容の充実

(1) 生きる力の基礎を培う教育の充実

生きる力の基礎を培うため、自然体験、社会体験を重視した教育内容の充実に努めるとともに、遊びを通して、自らの主体性を発揮できる教育を推進します。

(2) 教職員の資質の向上

教職員が専門的な知識を身につけ技術を高められるよう、研修内容の充実と研修機会の拡充を図ります。

3 教育環境の整備・充実

(1) 施設・設備の充実

学級増に対応した増改築などの園舎整備や老朽園舎の改築を行うとともに、遊びなどを通して自然に触れる機会を持てるよう、植樹をはじめ屋外教育環境の整備に取り組みます。

(2) 学級定員の適正化

幼児一人ひとりの特性に応じ行き届いた教育が展開できるよう、学級定員数の計画的な改善に取り組めます。

4 幼稚園運営の弾力化

(1) 地域に開かれた幼稚園づくりの推進

地域の子どもたちや高齢者に園庭などの施設を開放し、これらの交流を通して地域に開かれた幼稚園づくりを推進します。

(2) 子育て支援活動の充実

幼稚園が地域における幼児教育のセンター的役割を担えるよう、相談、交流などの子育て支援活動の充実に努めます。

(3) 預かり保育の推進

保育内容や形態について、実践的な研究を進めます。

5 保育所(園)および小学校との連携

子育て支援を充実するため、保育所(園)との情報交換などネットワーク化を進めるとともに、小学校教育への円滑な接続が図られるよう、情報交換や意見交換の場を設けます。

第2節

義務教育の充実

●現況と課題

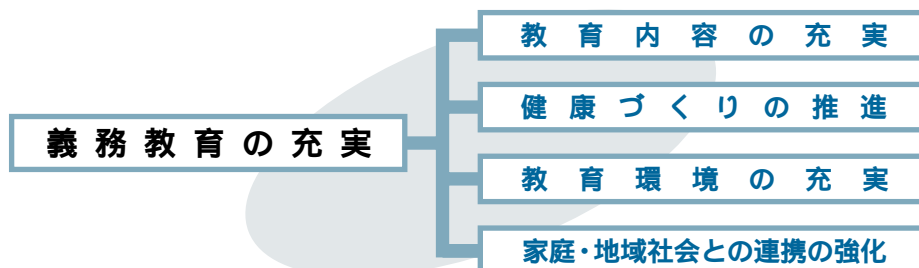
義務教育においては、21世紀の社会に対応できる人間性豊かで、創造力のある子どもを育成するという観点から、教育内容や教育体制をより一層充実していくことが求められています。そうしたなかで、いじめ、不登校、非行といった問題行動や「学級崩壊」などの諸問題は学校や家庭、地域にまたがる全国的に大きな社会問題になっています。本市では、少子化傾向を受けて、市域全体の児童・生徒数は漸減傾向にあります。地域により児童・生徒数に大きな偏りが見られる状況にあります。教育内容では、基礎・基本の徹底を図るとともに、人権教育をはじめ、環境教育や情報教育、福祉教育、健康教育、国際理解教育などの課題への取り組みを強めています。また、いじめ・

不登校をはじめとする生徒指導に関わる問題に対処するため、教育相談活動の充実を図るとともに、不登校児童・生徒の学校復帰に努めるなどの取り組みを積極的に進めてきました。

今後は、「学校、家庭、地域社会の連携、交流、協力体制の確立」を基礎として、「子どもたちが楽しく学び、かつ市民に愛される開かれた学校（地域の学校）づくり」と、「21世紀を心豊かにたくましく生きぬく子どもたちの育成」を目指す「東大阪市21世紀学校教育ビジョン」の推進が求められています。そのため、児童・生徒数の推移等を見極めながら、学校の適正規模化や適正配置に取り組むとともに、多様化する教育内容に対応した多目的スペースの整備、老朽化した校舎や体育施設の改修・整備、コンピューターなど情報機器の整備・活用を進めるなど、時代のニーズに対応した施設や設備の整備・更新に取り組むことなどが求められています。また、豊かな心を持ち、主体的に行動できる人格の形成に向けて道徳教育などの「心の教育」の充実等、教育内容の一層の深化、充実を図るとともに、少年非行の低年齢化などにも対応するため、家庭や地域社会、関係機関など一体となった指導体制の確立を図ることが求められています。



●施策の体系



●基本方針

- 1 創意工夫をして特色ある教育活動を展開するなかで、自ら学び、自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、一人ひとりの個性を活かし創造性を培う教育を推進します。
- 2 体力づくりの推進、学校保健の充実、学校給食の充実により、児童・生徒の健康づくりを推進します。
- 3 安全で快適な教育環境の確保に努め、ゆとりある教育を推進するため、学校の適正規模化、適正配置を推進するとともに、施設・設備の充実に努めます。
- 4 学校、家庭、地域社会の三者が一体となった指導体制の確立を推進し、地域社会における教育力の強化を図り、市民に愛される開かれた学校づくりに努めます。

●主要な施策

1 教育内容の充実

(1)学習指導の深化

教職員の専門的な知識を深め、技能を高めるため、実践的な校内研修など、研修内容の充実と研修機会の拡充を図り、教職員の資質の向上に努めます。また、人権教育の理念のもと、人間尊重の精神に徹し、子どもの意欲や関心を喚起し、思考力、判断力、表現力を伸ばし、体力の向上に努めるとともに、基礎的・基本的な指導内容の確実な定着を図ります。

(2)人権教育の充実

子どもたちに確かな学力と豊かな人権感覚、そして一人ひとりの子どもに夢と希望と生きる力を育む人権教育の充実に努めます。

(3)生徒指導・進路指導の充実

カウンセリングマインドに徹した児童・生徒との対話を深め、積極的に自己実現を図れるような資質、能力を育成するとともに、いじめ、不登校などの問題に対処するため、教育相談活動と適応指導教室の充実に努めます。また、適切な進路指導を行うため、小学校、中学校、高等学校において校種間や関係機関との連携を図るとともに、地

域の人材を活用し、多くの社会人とふれあうことを通して、望ましい職業観の育成に努めます。

(4)養護教育の充実

障害のある子もない子も、共に学び共に育つ学校園づくりを推進するとともに、地域社会の一員として尊重されるよう社会的理解の啓発に努めます。また、適切な就学指導の充実、個に応じた指導内容、指導方法の工夫・改善、教材教具の開発に努めます。

(5)安全教育の充実

児童・生徒に日常の安全に対する意識の高揚を図るとともに、児童・生徒が危険を予測し、回避するなど、安全な生活を営むことのできる態度を育成し、災害時においても適切な行動がとれるよう安全教育の充実に努めます。

2 健康づくりの推進

(1)体力づくりの推進

児童・生徒の基礎的な運動能力や体力の向上を図る体育活動を充実するとともに、運動に親しみ生涯スポーツの基礎となる部活動の育成に努めます。

(2)学校保健の充実

生涯を通じて健康な生活を営む基本的な生活習慣を身につけるよう、児童・生徒の実態に応じた健康教育を総合的に推進します。

(3)学校給食の充実

学校給食を通じて児童の心身の健全な発達に寄与するため、安全な給食の提供と食器具の改善など、給食内容の充実を図るとともに、給食センターの統合整備など給食施設・設備の充実に努めます。

3 教育環境の充実

(1)学校の適正規模化・適正配置の推進

行き届いた教育を推進するため、通学区域の調整などにより小規模校や過大規模校の解消など学校規模の適正化を図るとともに、学校の適正な配置に努めます。

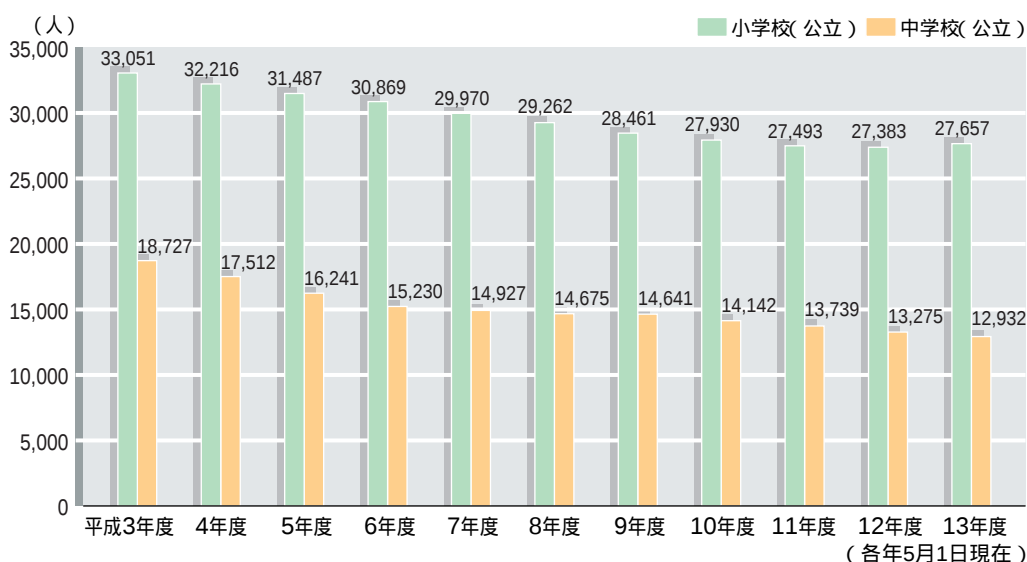
(2)学校施設・設備の整備・充実

老朽化した校舎について、耐震性の確保を図りながら、体育施設と合わせ、耐用年数を考慮して計画的な整備に努めます。また、多様化、高度化する学校教育の内容・方法に対応するため、特別教室や教材教具の充実を図るとともに、新たに学習や学校生活において憩いやくつろぎの場としての機能を併せ持つ「多目的スペース」の設置を検討します。

4 家庭・地域社会との連携の強化

学校の教育情報を地域へ発信するとともに、学校行事への参加や地域と協力した取り組みを推進することにより、学校・家庭・地域社会が一体となった指導体制を確立し、地域社会の教育力の向上に努めます。また、教育活動に地域の人的、物的な資源を積極的に取り入れ、その活用を図りながら、指導方法や指導内容などの改善に取り組み、個に応じた指導の一層の充実に努めます。

小・中学校 児童生徒数の推移



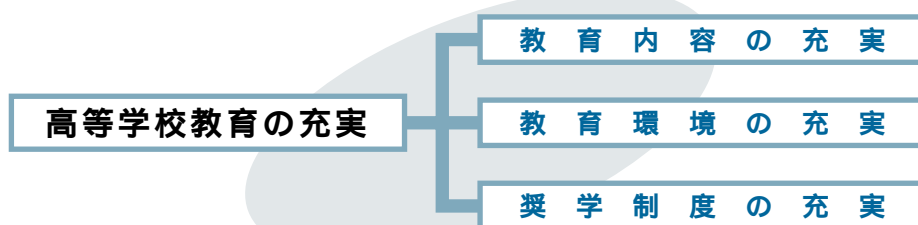
●現況と課題

高等学校教育は、思春期における人格形成をつかさどるとともに、未来を担う人材の育成の場としても重要な役割を担っていることから、時代の変化に主体的に対応できる人材の育成を図る必要があります。市立日新高等学校では国際化に対応して、普通科、商業科に加えて平成6年度に英語科を新設し、生徒のニーズに応える各学科間の選択履修を可能とする教育課程を編成するなど、特色

ある学校づくりを目指した取り組みを進めています。また、府立高等学校においても特色ある学校づくりや学校環境の整備などが進められています。

今後は、日新高等学校では、国際化・情報化社会に活躍できる人材の育成など、特色ある学校づくりをさらに進めるとともに、府立高等学校の教育内容の一層の充実など、その促進に取り組むことが求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 市立日新高等学校の教育内容の向上に努めるとともに、府立高等学校の教育内容の充実を促進します。
- 2 情報化への対応や校舎などの施設・設備の整備など、教育環境の充実に努めます。
- 3 教育の機会均等を目指し、奨学制度の充実を図ります。

●主要な施策

1 教育内容の充実

(1)学習指導の深化・充実

日新高等学校においては、英語指導助手の活用や、グレンデール市への短期交換留学事業の拡充、コンピューターなどを活用した情報教育の充実など、各科の特色を活かした学習指導の深化・充実を図ります。

(2)教職員の資質の向上

新しい時代に対応した知識と指導力の向上を目指し、大阪府などと連携を図りながら、教職員の研究・研修機会の一層の充実に努めます。

(3)生徒指導・進路指導の充実

生徒の個性・能力・適性の把握に努め、生徒指導の充実と、適切な進路選択ができるよう、指導体制の整備を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

(4)府立高等学校

府立高等学校における時代の趨勢に対応した教育内容の一層の充実を促進します。

2 教育環境の充実

日新高等学校においては、高度情報化社会に対応できる資質や能力を育むため、コンピューターなどの設備の充実に努めるほか、校舎・体育館など施設・設備の整備・改善を行うとともに、セミナーハウス設置の検討や緑に包まれた環境の充実など、安全で快適な教育環境の充実に努めます。また、府立高等学校の施設など環境の改善を促進します。

3 奨学制度の充実

教育の機会均等を保障し、将来、社会で活躍する人材を育成する観点から、奨学制度の充実を図ります。



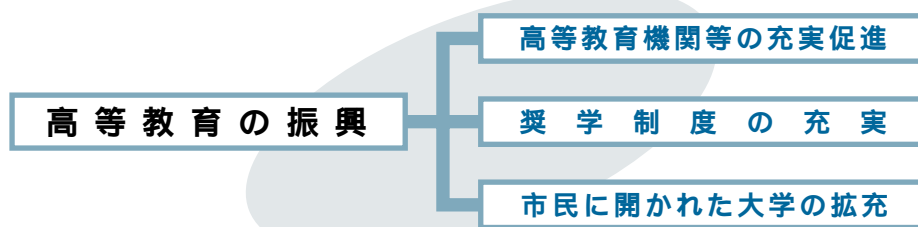
●現況と課題

大学など高等教育機関が地域社会に果たす役割はますます大きくなっており、学習機会の多様化など、時代の要請に応える能力を有する人材の養成が求められています。本市には、5つの大学があり、学生数も約33,000人を数え、府下でも吹田市、大阪市に次ぐ学生数を誇っています。また、市民の生涯学習に対するニーズの高まりに応じ

て、大学における高等教育機能の地域への開放の促進が求められ、公開講座などが既に実施されています。

今後は、時代の要請に主体的に対応できる人材の育成を促進するとともに、社会人の専門的知識の修得の場としての活用や大学の周辺地域の整備など、総合的な高等教育の充実が求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 本市における学術・研究などの都市機能を高め、地域社会に貢献する人材の育成を図るため、大学の充実を促進します。
- 2 市民の大学などへの就学を支援するため、奨学制度の充実に努めます。
- 3 公開講座をはじめ、文化施設の開放など市民に開かれた大学の拡充を促進するとともに、学園都市と呼ぶにふさわしい教育・文化環境の醸成に努めます。

●主要な施策

1 高等教育機関等の充実促進

大学の学部・学科の拡充や、社会人入学の促進などを働きかけるとともに、本市の文化や産業の振興など、まちづくりに貢献する学術研究を促進します。

2 奨学制度の充実

経済的理由により修学が困難な市民に対し、充実した奨学制度の提供に努めます。

3 市民に開かれた大学の拡充

(1) 大学の教育機会の提供

公開講座や社会人への門戸開放、市民の学習機会の場の提供など、大学における生涯学習との連携を促進します。

(2) 大学施設の開放

地域住民から要望の強いグラウンド、体育館や図書館など、大学施設の一般開放を促進します。

(3) 学園都市環境の創出

学生の文化活動を奨励し、学園都市としてのイメージアップを図るとともに、学生と市民の交流による芸術・文化事業など幅広い学園都市環境の創出に努めます。

(4) 地域研究機関としての大学機能の展開

専門化、多様化する行政需要と地域の課題に対処するため、大学と市、地域などとの協力をさらに強める交流研究機能の拡充と交流の場の構築に努めます。

第5節

学校園教育活動への支援の充実

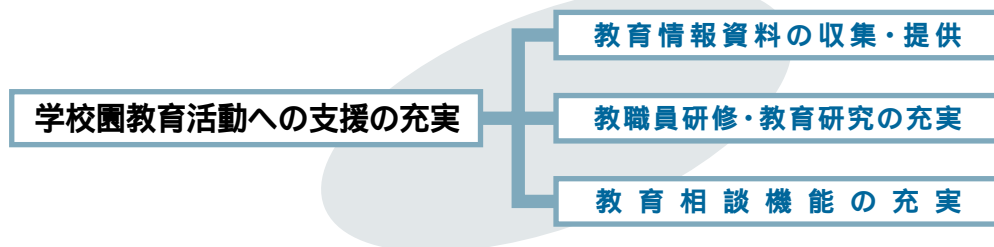
●現況と課題

学校園教育をめぐるのは、時代の変化に伴う教育内容の見直し、いじめや不登校をはじめとする諸課題への適切な対応など、様々な課題解決へ向けた取り組みが求められています。本市の教育研究所では、いじめ、不登校、非行といった問題行動に対応するため、教育相談の実施や適応指導教室を開設するとともに、学校園の教育諸課題の解決に寄与できるよう教職員研修や各種の調査研究

を実施しています。

今後は、情報教育や環境教育、福祉教育などの新しい教育課題に対して、生涯を通じてたくましく学ぶ子どもの育成の観点に立って教育研究機能の充実を図るとともに、他市や他の教育機関と連携しながら教育情報を収集・提供し、学校園における教育活動を支援する総合的な教育センター機能の拡充が求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 教育情報資料の収集・提供を行います。
- 2 教育研究を通じて教育諸課題解決への寄与を図るとともに、教職員の研修を充実します。
- 3 教育相談機能の充実を図ります。

●主要な施策

1 教育情報資料の収集・提供

情報関連機器を活用して効率的に学習情報の収集・提供を行うなど、情報センターの機能を整備します。

職員の研修、現場教職員との共同研究などに取り組みます。

2 教職員研修・教育研究の充実

教科研究、生徒指導などの教育課題に関する教

3 教育相談機能の充実

子どもや保護者、教職員が気軽に相談できる機能の充実を図ります。

第5章 青少年が健やかに育つまちづくり

第1節

青少年の社会参加の促進

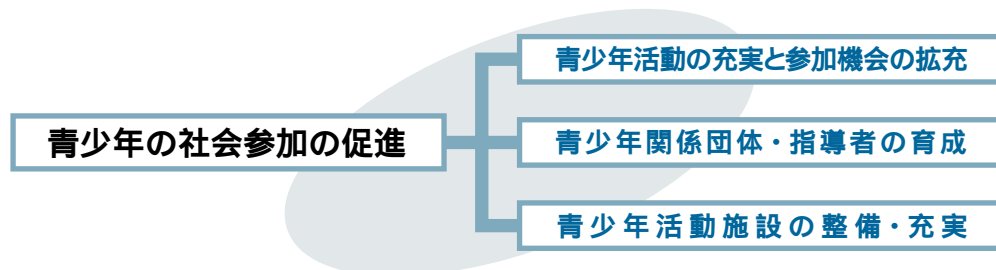
●現況と課題

次代を担う青少年が心身ともに健康でたくましく、新しい時代に主体的に対応できる青少年に育つよう、社会的体験の場や機会に自主的、積極的に参加することが求められています。本市においては毎年、こどもふれあいカーニバルやヤングフェスタ、成人祭など、青少年の参加するイベントなどの取り組みや子ども会やボランティア活動団体など、各種活動団体の育成などに取り組んでいるほか、青少年向けの文化・スポーツ施設の整備

も進めています。しかし、青少年向けイベントなど、青少年活動の参加機会は一定確保されているにもかかわらず、青少年のニーズの多様化や団体離れの現象も見られ、参加者の減少傾向も見られます。

今後は、青少年関係団体の相互の連携や役割分担の明確化を図るとともに、青少年のたくましく健やかな成長を促すため、青少年活動施設の機能強化など、活動の場の充実が求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 青少年の自立した社会参加を促進し、地域社会の一員であるとの自覚を高めるため、心身ともにたくましく健やかに成長できるよう、青少年活動の充実と柔軟な対応による参加機会の拡充を図ります。
- 2 青少年関係団体の機能を活性化し、地域での活動を充実させるため、多方面の分野にわたって活躍できる指導者を養成します。
- 3 青少年が自主的に多種多様な活動ができるよう、施設の整備・充実に努めます。

●主要な施策

1 青少年活動の充実と参加機会の拡充

青少年が地域において、自ら進んで気軽に参加活動ができる場や事業などの機会の拡充に努めるとともに、ボランティア活動や国際交流などへの参加を促進します。また、文化行事やスポーツ大会など、青少年の参加しやすい行事の充実に努めます。

2 青少年関係団体・指導者の育成

地域における青少年団体の育成を図るとともに、活動を活性化させるため助言、指導を行う指導者の育成に努めます。

3 青少年活動施設の整備・充実

既存の青少年センターや野外活動センター、児童文化スポーツセンターなどの青少年向けの文化・スポーツ施設の整備・充実を図ります。また、市内の青少年がいつでも気軽に集い相談ができるよう、青少年センターの新たな開設に努めるとともに、青少年女性センターが青少年関連施設とのネットワークの形成や青少年健全育成のためのプログラム開発などを行う中枢的な施設としての役割を果たせるよう機能の拡充に努めます。



●現況と課題

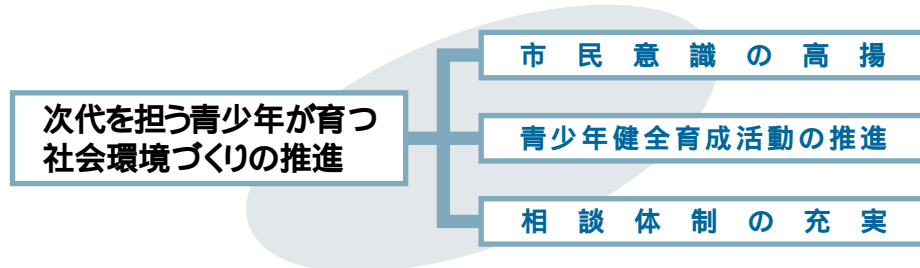
少子化、核家族化が進行し、地域社会の連帯意識も希薄化するなど、家庭や地域社会の教育力が低下しつつあるなかで、青少年に悪影響を与える情報の氾濫や少年非行の低年齢化、潜在化が見られます。本市では、昭和60年に「青少年健全育成都市宣言」を行い、「家庭教育の手引書」の発行、学校における体験学習や生活指導の充実、地域社会における留守家庭児童育成クラブ事業の展開など「東大阪市青少年育成推進計画」を推進し、家

庭、学校、地域社会における青少年教育の充実に取り組んでいます。

今後は、いじめや不登校、少年非行の低年齢化などにも対応するため、「青少年健全育成都市宣言」の市民への浸透を図るとともに、低下している家庭教育力への支援などを図るため、家庭、学校、地域社会の連携を強め、21世紀を担う人間性豊かな青少年の健全育成を推進する社会環境づくりに取り組むことが求められています。



●施策の体系



●基本方針

- 1 「青少年健全育成都市宣言」の市民への浸透に努め、青少年の健全育成に対する市民意識の高揚を図ります。
- 2 家庭、学校、地域社会が一体となって青少年関係団体並びに諸機関との連携を強めながら、青少年の健全育成に向けた総合的な活動を推進します。
- 3 青少年の抱える問題や悩みに対応し、青少年の保護につながる相談体制の充実に努めます。

●主要な施策

1 市民意識の高揚

すべての市民・地域社会が総力を上げて、青少年が自らの郷土でたくましく健やかに育つまちづくりを推進するため、「青少年健全育成都市宣言」の浸透を図るなど、啓発活動の充実に取り組み、市民意識の高揚に努めます。

2 青少年健全育成活動の推進

家庭、学校、地域社会との連携による環境浄化活動の充実、青少年対策市民推進委員会や地域の青少年団体並びに関係諸機関との連携、少年非行

防止のための巡回活動や補導活動を強化するなど、地域における青少年の健全育成活動の推進に努めるとともに留守家庭児童育成クラブに対する支援の拡充に努めます。

3 相談体制の充実

複雑深刻化している青少年の抱える問題や悩みを早期に解決し、青少年の保護と家庭支援のため相談機関の充実に努めるとともに、各種相談機関の連携の構築と強化を促進します。

第6章 スポーツ・レクリエーションの推進

第1節

スポーツ都市の創造

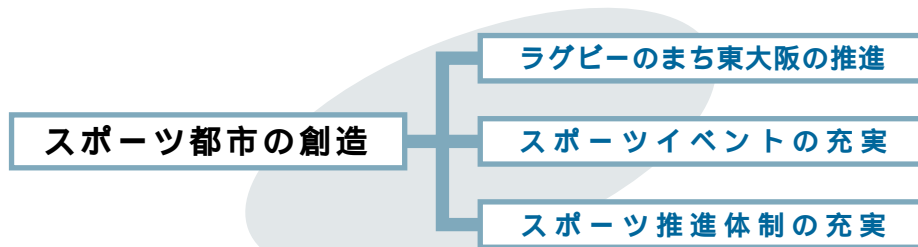
●現況と課題

全国高校ラグビーフットボール大会が開催されるまちとして知名度の高い本市では、全国のモデルとしてアピールできるスポーツ都市の創造や、そのイメージを広範なまちづくりに活かす様々な取り組みが進められています。

今後はその取り組みを多面的に拡充・推進するとともに、スポーツ都市の創造に向けて国際交流大会の開催や市民スポーツ大会などのスポーツイベントの充実に努めるため、推進体制の整備・強化が求められています。



●施策の体系



●基本方針

- 1 全国高校ラグビーフットボール大会の開催を積極的に支援するとともに、市民、企業、行政が一体となった「ラグビーのまち東大阪」のまちづくりを進め、本市のイメージアップを図ります。
- 2 健康で元気な市民づくりを目指し、国際大会や市民スポーツ大会の充実など、ラグビーのもつ精神を活かした市民に親しまれる様々なスポーツの活性化を図ります。
- 3 地域が一体となったスポーツ推進体制の充実を図ります。

●主要な施策

1 ラグビーのまち東大阪の推進

市民のふるさと意識の高揚と、健康スポーツ都市のイメージを全国に発信するため、全国高校ラグビーフットボール大会の支援事業の充実や中学生のラグビー大会の開催、ラグビースクールの充実などラグビーの振興に努めるとともに、市民のスポーツへの幅広い参加とスポーツプログラムの開発など、各種スポーツ活動の充実に努めます。

2 スポーツイベントの充実

全日本クラスの大会や国際大会などのハイレベルのスポーツ大会など、感動あふれるスポーツ大

会の誘致、開催に努めるとともに、市民が参加できる各種スポーツ大会の開催などを図ります。また、これらのイベント開催の中心的な施設となる花園中央公園や総合体育館などの整備・充実に努めます。

3 スポーツ推進体制の充実

学校体育活動や自治会、子ども会活動などとの連携により、地域スポーツの推進体制の充実を図るとともに、スポーツ大会などの円滑な実施に向けて、体育連盟などの体育関係団体をはじめ、産業団体、保健・福祉団体などとの連携を強めます。



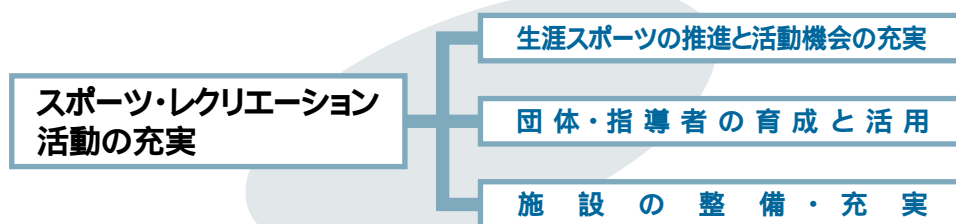
●現況と課題

自由時間の増大、健康な身体づくりや生活の質を重視する意識の高まりを背景として、生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動を行いたいという市民のニーズは高まりつつあります。本市においては、拠点となるスポーツ施設として、総合体育館、市民ふれあいホール、スポーツホールなどが設置され、また、レクリエーション施設として野外活動センターなどが整備されており、全市レベルにおけるスポーツイベントをはじめ各種のスポーツ教室などが開催されています。しかし、市民自らが自主的に行うスポーツ・レクリエーション活動を支援するという観点では、市民に身近な各地域の小規模なスポーツ施設の不足やスポーツ団体・指導者の不足から多様なスポーツ教室の市民ニーズに対応しきれていない状況にあります。

今後は、身近で気軽に楽しめる生涯スポーツに幅広く取り組むとともに、情報システムや情報誌による情報の提供、地域のスポーツ施設の整備などが求められています。



●施策の体系



●基本方針

- 1 身近で気軽に楽しく活動し交流できる生涯スポーツの推進と、スポーツの活動機会の充実に努めます。
- 2 スポーツ・レクリエーション団体や指導者の育成と活用を図ります。
- 3 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実に図ります。

●主要な施策

1 生涯スポーツの推進と活動機会の充実

本市のもつ自然環境や地域環境を活かして、健康と生きがいのあるスポーツ、親睦と交流を深めるスポーツ、自然とふれあうスポーツなど、親しみやすい生涯スポーツを推進するとともに、スポーツ情報の提供を充実しスポーツ活動の機会の増大を図ります。

2 団体・指導者の育成と活用

体育連盟、体育指導委員協議会、スポーツ少年団など体育関係団体の自主的な活動の拡大・充実を図るとともに、生涯スポーツの担い手となるレクリエーション協会の設立を支援します。体育関係団体の指導者やスポーツ指導員登録者を、各種スポーツ教室や地域スポーツクラブの指導者とし

て活用するとともに、資質の向上を支援します。

また、スポーツ指導者を通して学校と地域との連携を図るとともに、大学とも連携を進め、スポーツが地域に普及するよう働きかけます。

3 施設の整備・充実

市民が身近にスポーツ活動を行う施設として、体育館、野球場、市民広場、テニス場、多目的運動場などの整備・充実に努めます。また、小学校体育施設の開放を促進するとともに、中学校や高等学校、大学、企業などの体育施設の開放を働きかけ、生駒山麓の野外活動センターや下北山村の自然ふるさと村の施設・設備の充実を図り、より広範な市民の利用の促進に努めます。

スポーツ施設の整備状況

